

## 夏でも快適 赤城を疾走しませんか

☎ まちづくり公社 ☎ 027-289-4764

あかぎ大沼・白樺マラソン2021を開催。標高1,360mにある赤城山大沼は、夏でも平均気温20度前後で、記録を狙うランナーからファンラン派のランナーまで満喫できる大会です。コースは赤城山大沼湖畔1周5kmか2周10kmの周回コース。詳しくは同大会ホームページをご覧ください。

📅 8月29日(日)9時~12時

👤 高校生以上

💰 ¥4,000円



詳しくはこちら

## 9月からの 明寿大学の新生を募集

高齢者の学びの場・明寿大学の9月入学生を募集します。4年制で、講座やクラブなどの学習を通じて自己実現を目指します。詳しくは中央公民館で配布するパンフレットをご覧ください。

📅 講座学習 毎月月曜2回、9時30分~11時30分 (クラブ学習) 毎月月曜2回、13時~15時

## 受診シールを使って 健康チェックをしましょう

### ● 集団健診 (検診)

下表のとおり、集団健診 (検診) を実施。全ての健診 (検診) で事前申し込みが必要です (先着順・定員あり)。また、受診前に自宅で検温を済ませ、マスクを着用してお越しください。平熱より体温が1度程度以上高い場合や風邪の症状がある場合は、受診を控えてください。

📅 本年度検診対象者 (40歳以上) で未受診の人

📄 保険証、受診シール

日程	会場	当日受付時間	健	胸	胃	大	前	肝	子	乳	申込期間	申し込み先
7月	保健センター	13時~15時	×	×	×	×	×	×	●	●	6月7日(月)~28日(月)	保健センター ☎ 027-220-5784
			×	×	×	×	×	×	●	●	6月7日(月)~7月21日(水)	
8月	4日(水)	9時~11時	●	●	●	●	●	×	×	6月21日(月)~7月9日(金)	JA 南部支所 ☎ 027-265-0956	
	5日(木)		●	●	×	●	●	×	×		南部営農センター ☎ 027-265-0221	
	6日(金)		●	●	●	●	●	×	×		JA 西部支所 ☎ 027-251-2487	
	20日(金)		●	●	●	●	●	×	×		JA 荒砥支所 ☎ 027-268-3421	
	23日(月)		●	●	●	●	●	×	×		6月28日(月)~7月21日(水)	JA 西部支所 ☎ 027-251-2487
	24日(火)		●	●	●	●	●	×	×			
	25日(水)		●	●	×	●	●	×	×			

## 困ったら 一人で悩まないで相談を

☎ 生活課 ☎ 027-898-6100

行政相談委員制度が今年創設60周年を迎えました。行政相談委員は、国など行政機関の業務への苦情や意見・要望を聴き、問題解決の促進を図ります。相談日は本紙各種無料相談のページに毎月掲載。総務省行政相談センターさくみ群馬 (☎0570-090110) では電話での相談もできます。

👤 委員 (敬称略) = 志田洋遠、江口安美、榎田和夫、高橋真澄、栗原定男、木島定幸、石倉米一、椿良子、須藤英雄、仲道さゆり

☎ 中央公民館 ☎ 027-210-2199

📍 市内在住で、9月1日(水)時点で60歳以上の人、110人 (抽選)

💰 クラブ学習費、学友会費など

📅 6月30日(水)までに往復ハガキで (1人1通。夫婦のみ連名可)。郵便番号・住所・氏名 (ふりがな)・生年月日・年齢・電話番号を記入し、〒371-0023本町二丁目12-1・中央公民館「明寿大学係」へ

### ● 女性のがん検診

下表のとおり、子宮頸がん・乳がん (甲状腺) の集団検診を実施します。全ての検診で事前申し込みが必要です (先着順・定員あり)。なお、託児については事前に相談してください。

📅 本年度検診対象者で未受診の女性。〈子宮頸がん〉20歳以上〈乳がん (甲状腺)〉40歳以上

📄 受診シール

区分	限度額	限度額 (4回目以降) *3	
70歳未満*1	年間所得 901万円超	25万2,600円+ (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円
	年間所得 600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円
	年間所得 210万円超 600万円以下	8万100円+ (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
	年間所得 210万円以下	5万7,600円	
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円	
70歳以上・後期高齢者医療加入者	現役並み所得者*2	外来 (個人単位) / 入院+外来 (世帯単位)	
	Ⅲ 課税所得 690万円以上	25万2,600円+ (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	16万7,400円+ (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	8万100円+ (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
	一般	1万8,000円 (年間限度額) / 14万4,000円	5万7,600円
	非課税	低所得者Ⅱ (世帯主と国保加入者 (後期高齢は世帯全員) が住民税非課税の人) / 低所得者Ⅰ (上記と同様の人で各種収入から必要経費・控除 (年金の所得は控除額を80万円として計算) を差し引いた所得が0円となる世帯の人)	2万4,600円 / 8,000円 / 1万5,000円

\*1 所得は、同一世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得の合計  
\*2 現役並み所得者：一部負担金の割合が3割の人  
\*3 過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当している場合の4回目からの限度額

対象	1食当たり負担額
下記以外の人	460円
表1で住民税非課税世帯・低所得者Ⅱの人	90日までの入院 210円 / 90日を超える入院 160円
表1で低所得者Ⅰの人	100円

## 国保を脱退するときは 手続きを忘れずに

☎ 国民健康保険課 ☎ 027-898-6250

国民健康保険 (国保) に加入している人が、社会保険に加入した時やその被扶養者となった場合は、国保の脱退手続きが必要です。該当者全員の社会保険証と国民健康保険証、マイナンバーが分かる物、運転免許証などの身分証を持参し、本

国民健康保険や後期高齢者医療の加入者に医療費などの軽減措置があります。病院などの窓口に限度適用・標準負担額減額認定証を提示すると、支払う医療費が自己負担限度額までに (表1のとおり)。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます (表2のとおり)。国保加入者で70歳以上か後期高齢者医療加入者で区分が現役並みⅢと一般の人は、高齢受給者証か後期高齢者医療被保険者証が認定証の代わりになります。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

認定証の更新手続き  
認定証は7月末で有効期限が切れます。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、認定証の交付を受けていて本年度も引き続き該当する人には、6月中旬に申請書を送付。認定証が必要な人は申請書を返送してください。後日、交付対象者には認定証を送付します。新規に認定証が必要な人は連絡をください。また、後期高齢者医療加入者で、現在認定証の交付を受けていて、本年度も引き続き該当する人には、7月中に保険証と一緒に認定証を送付します。



詳しくはこちら